

公立小中学校保護者のみなさまへ

泉佐野市教育委員会

児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について
(お知らせ)

平素は、本市の教育にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、これまでも、児童生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患していると確認された場合は、泉佐野保健所や学校医とも連携しながら対応を進めてきたところです。

この度、大阪府教育庁からの連絡、文部科学省事務連絡等及び大阪府健康医療部通知を踏まえ、主流となっているオミクロン株の流行状況等及び当該株の特徴に鑑み、**小中学校ともに、感染者が確認された場合は、以下のとおりの対応となります。**(小学校も従来の中学校と同様の対応に変更となりました。)

つきましては、該当する児童生徒に対して、状況に応じて聞きとり等を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【 小中学校における感染者との接触状況に応じた対応 】

① 感染者と感染対策なしに飲食を共にした者等への対応

- ・ 5 日間の出席停止とします。(注：濃厚接触者ではありません)
- ・ 出席停止期間に加えた 2 日間、計 7 日間は「感染リスクの高い行動」を控えるよう指示します。

② 感染者と接触(※1)した者への対応(上記①を除く)

- ・ 出席停止とはしません。(注：濃厚接触者ではありません)
- ・ 7 日間は「感染リスクの高い行動」を控えるよう指示します。

③ 泊を伴う行事等において、感染者と同室であった者への対応

- ・ 濃厚接触者として 5 日間の出席停止とします。
- ・ 7 日間は「感染リスクの高い行動」を控えるよう指示します。
- ・ 濃厚接触者の候補者リストに記載し保健所に提出します。

(大阪府個人情報保護条例及び泉佐野市個人情報保護条例に基づき、学校から保健所に提供することとなりますので、ご了承くださいようお願いいたします。)

◇ ①～③については、感染者と感染可能期間(※2)に接触(※1)があった場合を示す。

※1 手で触れることのできる距離(目安として 1 m)でマスクなしで 15 分以上話をした者

※2 感染者が感染力を持っている期間

- ・ 感染者が有症状の場合症状が出た日の 2 日前から療養終了日まで
- ・ 感染者が無症状の場合検体をとった日の 2 日前から療養終了日まで

また、**臨時休業の範囲や条件については、以下のとおり**(従前と変更なし)です。

- 直近 3 日間の陽性者及び濃厚接触者が学級において複数(15%程度)確認された場合は、原則 3 日間の学級閉鎖とする。
- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則 3 日間の学年閉鎖とする。
- 複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則 3 日間の学校全体の臨時休業とする。

(注) 学年閉鎖については、それ以前の学級閉鎖に加えて行う場合がある。学校全体の臨時休業についても同様。

【お願い】

学校は、感染者が確認された場合、学校施設の消毒等、迅速な対応が必要となります。

◇ 次の①②の場合は、必ず学校へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。

①お子さまの感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

＊受検までの経緯や検査結果の判明日時等の調査へのご協力をお願いします。

②お子さまの同居家族がPCR検査等を受検することとなった場合

＊勤務先での定期受検や手術前の受検等は除きます。その他、様々なケースがございますので、ご心配やご不明な点等がございましたら、学校へお問い合わせください。

＊お子さまの同居家族のみなさまにも健康管理にはご留意いただき、同居家族のみなさまの体調が普段と異なる場合には、お子さまの登校を控えていただくなどの対応に、ご理解とご協力をお願いします。

◇ **結果が判明次第、速やかに学校へ報告くださいますようお願いします。**

◇ 臨時休業期間中、お子さまの外出は控えていただきますようお願いします。

◇ お子さまが濃厚接触者と特定された場合は、引き続き出席停止となります。

【風評被害が生じないように】

- ① 誰にも感染症に罹患する可能性があります。臨時休業の際、風評等により、罹患した人及び濃厚接触者、接触者等の人権が侵害されることのないように、くれぐれもご配慮をお願いします。
- ② 新型コロナウイルス感染に対する不安やおそれを払拭し感染拡大を防止するためには、プライバシーに最大限配慮したうえで感染に係る情報を提供する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

○ 平時の感染症対応について

これまで同様に健康状態の確認を行っていただき、いつもと違う状態や症状を確認された場合は、かかりつけ医や以下の相談センター等へご連絡、ご相談いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の疑いが生じた場合は、学校へもご連絡ください。

【府民向け相談窓口】 ※ 午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日も対応）

専用電話 06-6944-8197 FAX 06-6944-7579

【新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）】 ※ 土日祝を含めた終日連絡が可能

電話 06-7166-9911 FAX 06-6944-7579